

から本件処分1及び本件処分2は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 本件処分1及び処分2に関し、保護費の過支給が生じたことや処分の事前の詳しい説明がないまま、原因となった具体的事実を全く知らされずいきなり処分されたことに納得できない。
- (2) 平成19年11月に請求人と二女が同居していることが判明した際、処分庁は保護適用上の世帯認定に当たり二女を世帯分離したが、保護費の算定について、光熱水費等に相当する額と冬季加算額を請求人と二女が折半して負担することとした。しかし二女が失業していることは処分庁も認識しており、二女が費用負担できる状況にないことを知りながら、二女の費用負担分を現物援助と算定して請求人の保護費を調整し、請求人が受けられたはずの保護費を減額して支給したことは違法又は不当である。
- (3) 弁明書で判明した請求人の保護費算定方法は複雑で、本件処分通知に記載された情報では、算定根拠が、請求人はもちろん一般の人にも容易に理解できる内容でなく、保護の決定にあたり理由を附すよう求めた法第24条第1項及び第2項の規定の趣旨に違反している。



第2 処分庁の弁明

処分庁は次のとおり、本件処分1及び処分2には違法又は不当な点がないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 本件審査請求の趣旨は、処分される原因がないため、処分の取り消しを求めるもの。
- (2) 本件の世帯分離に係る現物援助の認定替えについては、請求人世帯の実態に基づき十分に話し合った結果であり、変更処理が遅れたことによる法第63条の規定に基づく返還金の決定についても、請求人への説明により了解を得てから行ったもの。
- (3) 世帯分離に係る現物援助による2類の収入認定については、処分庁としての対応方針により、支給割合等実態に合わせて決定したものの。

第3 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成5年6月2日から法による保護を受けていること。
- (2) 平成19年11月1日、請求人と面接した処分庁の担当者は、請求人から二女

と同居しているとの報告を受けたこと。同月16日、請求人と面接した担当者は、「世帯分離している場合の二類、冬季加算の考え方について再度説明し、(中略)一緒に暮らしている以上はその人と少なくとも折半してもらい、その分だけ最低生活費は下がると伝えた。」こと。同月21日、処分庁の担当者は請求人に電話で、「2類、冬季加算分を二女と折半することを要件として当面の間世帯分離することを認めると伝えた。」こと。

(3) 平成19年11月20日、同月30日、平成20年1月28日及び同年5月2日、請求人と面接した処分庁の担当者は、二女が仕事に就いていないことを把握していたこと。また、二女に就労以外にも定期的な収入があることを調査、把握した形跡がないこと。

(4) 平成21年1月14日、請求人と面接した処分庁の担当者は、「(略)二女が現在も引き続きいることによって、世帯分離が引き続き継続となることによって冬季の二類の額が11月に遡って変更になることを説明。主、了解はしたものの一括での精算は厳しいので、分割にして欲しいとのこと。4分割で返納及び、差引にすることとした。2月は2日と15日2分割で納付(4000円、3045円)その後は、保護費から差し引くこととした(3月5000円、4月5000円、5月4090円)。」との対応をしたこと。



2 判 断

法は、保護の程度について第8条第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、費用返還義務について第63条において、「被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社発第123号厚生省事務次官通知)は、保護の程度の決定について、「当該世帯につき認定した最低生活費と、(中略)収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。」(第10の前段)と規定している。

以上に照らし、本件処分1及び処分2の適否について検討する。

(1) 請求人は、審査請求の理由(1)で、「(本件処分1及び処分2は)保護費の過支給が生じたことや処分の事前の詳しい説明がないまま、原因となった具体的事実を全く知らされずいきなり処分された」と主張し、「本件処分は請求人と十分話

49
し合った結果であり、請求人の了解を得てから行った。」とする処分庁の弁明
(2)と大きく食い違っている。しかし、本件処分前の平成21年1月14日に、
請求人が代理人らの属する団体の事務所を相談に訪れ、そこから処分庁に電話し、
「二女の方も灯油代がかかっているから、一人分を返還してもらおう」という本件
処分に連なると認められる内容を言われたことを、平成21年4月28日に実施
した口頭意見陳述で代理人が陳述していることから、請求人が本件処分1及び処
分2についてあらかじめ処分庁から説明を受けていたと認められ、この点に関す
る審査請求の理由(1)は認められない。

(2) 処分庁は、認定事実(3)にあるとおり、二女が就労していないことを認識し
ていたと認められ、二女に就労以外にも定期的な収入があることを調査・把握し
た形跡はない。また請求人が二女から援助がある旨の収入申告をしていた事実も
ない。それにもかかわらず、処分庁は自らの方針に基づき請求人世帯の世帯認定
(世帯分離)に当たり、二女からの現物援助額を計上しているものと認められる。

処分庁が行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「審査法」とい
う。)28条により審査庁に提出した資料から、処分庁はこうした取扱いを県の生
活保護担当者に協議・確認したうえで行ったものとしているようだが、これは、
「2類の支給割合等支給実態にあった扶助額を決定しなければならない」とする
県の担当者の回答を、誤った解釈により行ったものと認められる。

現実には得ていない収入を計上して保護の程度を決定することは、法及び関係
通知に照らし適当とは認めらず、本件処分1及び処分2は適法な処分とは認めら
れない。

3 以上のとおりであり、本件審査請求は理由があると認められることから、審査法
第40条第3項の規定を適用し主文のとおり裁決する。

平成21年 7月 9日

秋田県知事 佐竹 敬



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。



代理人目録

[Redacted text blocks]

